

## ❖❖ 特集・少年法をめぐる動向 ❖❖

# 少年法の整備に関する諮問第43号に係る 法制審議会少年法部会における審議経過について

法務省刑事局付検事 甲斐 行夫

- 
- 第一 はじめに
  - 第二 法制審議会への諮問と答申
  - 第三 少年法部会における審議の内容
- 

### 第一 はじめに

「少年法等の一部を改正する法律案」は、平成11年3月9日、閣議決定され、翌3月10日、第145通常国会に提出された<sup>(1)</sup>。同法案は、同年1月21日、法制審議会から法務大臣に答申された「少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るための少年法の整備等に関する要綱骨子」(以下「要綱骨子」という。)に基づき立案されたものであるが、本稿においては、法制審議会における審議経過について紹介することとしたい<sup>(2)</sup>。なお、本稿中意見にわたる部分は私見であることは言うまでもない。

### 第二 法制審議会への諮問と答申

一 近時、少年審判における事実認定が問題となって社会の耳目を集める事件が相次ぎ、それがマスコミ等で大きく取り上げられるなどして社会的関心が高まったこともあいまって、各方面から少年審判における事実認定手

続の在り方が厳しく問われるようになった。このような状況にかんがみ、少年審判制度に対する国民の信頼を維持し、さらにその強化を図るには、事実認定手続の一層の適正化のための所要の法整備を行うことが喫緊の課題であると考えられたことから、平成10年7月9日、法務大臣は、法制審議会に対し、①裁定合議制度の導入、②検察官及び弁護士たる付添人が関与した審理の導入、③観護措置期間の延長、④検察官に対する事実認定及び法令の適用に関する抗告権の付与、⑤保護処分終了後における救済手続の整備の5点にわたる諮問第43号を発出した。

二 諮問第43号は、平成10年7月9日に開催された第124回法制審議会(総会)において、少年法部会に付託された。少年法部会における審議は、同年7月28日開催の少年法部会第71回会議から開始され、同年12月11日開催の第80回会議まで、約4か月半の間に、10回にわたり審議が行われた結果、要綱骨子(案)が採択された。その後、平成11年1月21日の第125回法制審議会(総会)において、同要綱骨子(案)について、部会長から法制審議会に対し報告がされ、更に審議の上、採決の結果、賛成者多数(賛成16名、反対3名)により、原案どおり少年法の整備等を行うことが相当であるとされて要綱骨子

が採択され、同日法務大臣に答申された。

三 審議に当たった少年法部会の委員は20名であるが、その内訳は、学識経験者7名（うち学者5名、一般有識者2名）、実務家7名（うち裁判官2名、検察官2名、弁護士3名）、関係省庁6名（うち最高裁1名、警察庁1名、法務省4名）であり、この中から、第71回会議の冒頭で互選により松尾浩也上智大学教授（当時）が部会長に選出された。

### 第三 少年法部会における審議の内容

一 少年法部会における審議の内容は、議論が極めて詳細かつ多岐にわたり、所要時間も長かったため、紙幅の関係上も、そのすべてを紹介することは不可能であることから、特に議論がなされたところに絞って、各会議における審議の概要を紹介したい。なお、前記要綱骨子及び審議の過程で提出された弁護士委員案を、本稿末尾に掲載する<sup>(3)</sup>。

#### 1 第71回会議(平成10年7月28日開催)

会議の冒頭、部会長が互選により選出された後、事務当局から、諮問第43号について、諮問に至った経緯及び諮問の趣旨等について説明がなされた。次に、少年審判手続の実情と問題点に関し、実務に携わる立場からプレゼンテーションを行うこととなった。まず、裁判官出身の委員から、「現行少年法の手続構造の下では、非行事実の存否が激しく争われる事件などでは、中立公正を維持しながら、証拠の収集、吟味に多角的な視点を確保して、非行事実の存否を的確に解明することは困難である。そこで、裁定合議制、検察官及び弁護士たる付添人が出席した審理、観護措置期間の伸長、検察官への抗告権の付与による上級審における是正措置の機会の確保などの立法的手当てを必要としているというのが、少年事件を担当する裁判官の多数意見である。」旨の意見が述べられた。次に、検察官出身の委員から、「少年事件の特性として、共犯事件が多く、罪証隠滅工作がなされるなど、事実認定を困難にする要素が多々ある。ま

た、非行なし不処分となった事件について検察官が審判に出席していればあるいは結論が異なったかもしれないと考えることもあり、検察官が審判に関与できる制度の導入を図ってもらいたい。」という意見が述べられた。

#### 2 第72回会議(平成10年8月27日開催)

前回に引き続き、弁護士出身の委員から、少年審判手続の実情と問題点に関し、プレゼンテーションが行われた。その内容は多岐にわたるが、大要、審判の困難性は捜査の在り方等に要因がありまず捜査を改革すべきであること、審判手続については少年の権利保障を中心課題として議論すべきであり、被疑者段階での国選辩护人制度、反対尋問権の保障、証拠開示、補充捜査の規制、保護処分終了後の再審制度等が必要であるというものであった。

#### 3 第73回会議(平成10年9月10日開催)

今会議から、各諮問事項の審議に入り、まず裁定合議制度の導入に関し、その必要性について、最高裁の委員から、犯罪少年に係る否認事件等家庭裁判所が取り扱う事件にも複雑、困難な事案が見られるようになっていることから、一般に、多角的な視点により判断の客観性を高め、さらに各裁判官の知識経験を活用することができるというメリットがある合議体による審理を可能にすることが適当である旨の意見が述べられた。これに対し、処遇決定過程まで合議体で行うことは、家庭裁判所によるケースワーク機能を損なうおそれがあるとの意見が出されたが、処遇決定を合議体で行うのが適当な事案もあり得るのであえて排除する必要はないとの意見や、合議体で事実認定に関する審理を行っていたのに、処遇を決定する段階になると単独体になることは不自然であるとの意見が述べられた。

引き続いて、検察官の関与についての議論に入った。まず、検察官関与の必要性について、最高裁の委員から、「非行事実の認定上問題がある一定の事件については、証拠の収集、吟味における多角的視点を確保や、裁判

官と少年側との対峙状況を回避させる措置が必要であることから、現行の職権主義的審問構造を維持しつつも、検察官が審判協力者として出席する審理を可能にすべきである。」との意見が述べられた。また、法務省の委員からは、「最高裁の委員が述べたところに加え、検察官が関与せず、裁判所と少年と付添人だけで進められる手続で、被害者の声が果たして審判に反映されているのかという不信が見られるところであり、事実認定手続に対する国民の信頼を確保するため、一定の重大事件においては、公益の代表者としての立場から検察官が審判に関与する必要がある。」との意見が述べられた。これに対して、法務省の委員の意見では、重大事件では非行事実には争いのない事件でも検察官関与があることになり諮問の範囲を超えるのではないかとの意見が出された。

#### 4 第74回会議(平成10年9月24日開催)

前回の会議で、諮問に掲げられている「事実認定手続の適正化」の趣旨が議論されたが、この点について、法務省の委員から、「諮問にある『事実』の範囲は、犯人性や犯罪構成要件該当性の有無が中心であるが、少年審判も司法の一翼を担う制度である以上、審判において解明されるべき事実は、このような狭い範囲に限定されるものではなく、犯行の動機、準備状況、手段、態様、被害の結果等犯罪と密接に関連する事実を含めたものである」旨の説明がなされた。

次に、検察官が関与した場合の具体的な手続の構造に議論が移った。この点について、最高裁の委員は、「検察官が審判に関与したとしても、あくまでも現行の基本構造を変えないことが前提であり、検察官は刑事訴訟と異なり、原告官ではなく、立証責任も負わず、非行事実認定上の審判協力者として位置づけるべきである。」と説明した。これに対し、①予断排除原則や伝聞法則等厳格な証拠規制のないまま検察官関与を認めれば、少年を著しく不利な立場に陥れることになりバラ

ンスを失する、②検察官が審判協力者として関与するとしても、結局、擬似当事者主義となり、刑事訴訟における検察官の活動とほとんど変わらないのではないかとの意見が出された。これらについては、①裁判官は、記録全体を見れば心証に疑いを抱く場合もあり、そうした事情一切を踏まえた上で内容の検討に入るものであって、予断排除原則や伝聞法則をここに盛り込む必要はない、②刑事事件の場合、検察官がまず立証計画を立てるなど主導的な役割を持つのに対し、少年事件の場合は、裁判所が主導的に審理を行うのであり、刑事訴訟と同じではないとの意見が出された。

次に、検察官関与に関して、弁護士委員は、「伝聞法則や自白法則を導入しなければ、少年にとって不公平・不利益な状況が現出する。捜査段階の改革が行われれば、非行事実が争われる事件の多くの問題がかなり解消されるのであり、少年の取調べ状況の録音、録画による可視化を進めるべきである。また、審判手続の改革は、付添人選任権の保障を中心とする適正手続上の権利保障を中心とすべきである。そして、予断排除原則、伝聞法則、反対尋問権の保障を十全のものとするために、事実認定過程に限定して対審構造を導入するとともに、この手続は少年の選択に係らせるべきである。なお、重大事件については争いがなくても検察官立ち会いを認めるという考え方は、保護主義の見地から容認できない。」旨意見を述べた。これに対し、伝聞証拠といっても、重要な証人について尋問の機会が与えられていれば、事実認定手続として文明水準に反するわけではないとの意見や、少年が対審構造による手続を選択しない場合は、裁判所が困難を感じた場合の解決ができないのではないかとの意見が出された。

#### 5 第75回会議(平成10年10月15日開催)

検察官関与の要件、手続に関し、法務省の委員は、「検察官は、一定の社会的に見て重大な事件について、構成要件該当事実及びこれに密接に関連する事実を認定するために関

与が必要な場合に限って、関与するのが相当である。ただ、被害者が死亡したような事件では、被害者・遺族の納得、ひいては国民の信頼を確保する必要が高いことから、検察官が原則として関与できる仕組みも検討されるべきである。」との意見を述べた。また、最高裁の委員は、「事実認定が激しく争われる重大な事件について検察官関与を考えているが、法定刑が必ずしも重くないものの、事案の内容や社会的な反響の大きさから、適正化の手当をする必要がある場合もあるのではないか。裁判所のニーズとしては、できるならば、法定刑の枠のない仕組みの方が個別的な妥当性の担保がしやすい。」旨の意見が出された。これに対し、争いがある事件に限って検察官の関与を検討すべきだとの意見が出されたが、事件全体の処理が家裁に委ねられている少年事件では「争い」という概念はなじまないのではないかと反論がなされた。いずれにしても、検察官の関与は、現在の基本構造の枠組みを変えない例外的な取り扱いとすべきで、いわば「小さく生んで小さく育てる」ということを目標にしたいとの意見が出され、今後さらにたたき台を元に議論をすることとした。

次に、被害者への配慮について、警察、検察、裁判所、弁護士会それぞれの立場での対応について紹介があったほか、検察官が少年審判に関与すれば、被害者が事情を説明したいという希望を持つ場合には被害者の証人尋問を申し出たり、被害者が証人尋問で弾劾される場合には適切な対応をすることができるとの意見が出された。これに対し、被害者問題と検察官関与の問題は別ではないかとの意見が出されたが、検察官関与が認められれば被害者の不満をある程度緩和できる役割を果たせるのではないかと意見が出された。

次に、弁護士付添人の関与につき、弁護士委員から、「専門の弁護士の援助なくして手続が適正に行われたかどうかを判断し、適切な対応をすることは不可能であり、弁護士付

添人は極めて重要である。そこで、まず必要的付添事件は否認事件と法定合議事件を対象とし、また身柄拘束事件については段階的に必要的付添事件を拡大してゆくべきである。また、国選付添人制度としては、必要的付添事件、少年本人の請求があった事件、裁判所が相当と認めて職権で付する事件を対象とすべきである。」旨の意見が出された。

この日の会議では、最後に、部会長から事務当局に対し、これまでの審議を踏まえて、今後の議論のたたき台として試案を作成するよう指示がなされた。

#### 6 第76回会議(平成10年10月28日開催)

前回に引き続き、弁護士付添人の関与について審議が行われ、最高裁の委員からは、検察官関与事件について国選弁護士付添人を付することとしたい旨の意見が述べられた。これに対し、検察官関与に対応する場合のみ国選弁護士付添人を付するのでは狭すぎるとの意見や、処遇選択については、家庭裁判所は調査官制度を整備し後見的に行っており、重ねて付添人を必要的にすることが妥当かという意見などが述べられた。

次に、観護措置の延長に関し、最高裁の委員から、「非行事実が争われるなど非行事実の認定に困難を伴う事件については、多数の証人尋問等のために相当程度の審理期間を要し、その審理を現行の観護措置期間の最長期間である4週間以内に終えることが困難な事案がある上、今回の改正により審判関与者の範囲が拡大することに伴う審理期間の伸長も予想されることなどから、証拠調べを実施する事件で、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがある場合には現行の4週間の限度を超えて観護措置期間を延長できることとしたい。」との意見が出された。これに対し、観護措置を取り消して少年を釈放しても大きな困難は出ないのではないかと意見が出されたが、強盗致死事件で釈放後に少年が自殺した事例や強姦事件で釈放後に少年が行方不明になった事例が紹介された。

次に、延長の期間については、最高裁の委員から、観護措置がとられた証拠調べ実施事件の平均審理期間が約87日(12.4週)であること、少年法部会で紹介された事例を元に審理の流れをシミュレートした結果12週間程度は必要になることなどを考慮し、12週を限度とすることとしたいとの提案があった。これに対し、事実認定のための期間は4週間、資質鑑別のための期間は4週間とし、両者は峻別すべきであるとの意見が出されたが、否認事件の場合、事件の内容を本人から聞く鑑別面接は不可能であるため実施していないものの、行動観察等は可能であることから、観護措置を事実認定のための期間と資質鑑別のための期間に峻別することは困難である上、両者を峻別するとかえって全体の拘束期間が長くなってしまわないかとの意見が出された。また、観護措置期間が延長された場合、その間の教育を受ける権利はどうかとの指摘が出された。

次に、観護措置に関する不服申立制度に議論が移り、最高裁の委員から、少年事件について専門的な知見と職責を有する家庭裁判所が判断することが適当であること、少年事件では早期処理、早期保護が要請されていることから、観護措置決定及び更新決定に対し、家庭裁判所の他の合議体への異議申立てができる「抗告に代わる異議申立制度」を導入すべきであるとの意見が出された。

最後に、事務局から、裁定合議制度(第1)及び検察官関与(第2の1)に関する部分の事務局試案が配布され、内容の説明がなされた。

#### 7 第77回会議(平成10年11月17日開催)

まず検察官及び弁護士たる付添人が関与した場合の具体的な審理の流れ及び適正手続について審議が行われた後、補充捜査の在り方について、これが無制限に行われれば少年の地位が不安定になることから、一定の規制をかけるべきではないかとの意見、検察官が審判に関与すれば争点が明確化し、補充捜査も

妥当な範囲に限られるであろうという意見などが出された。

次に、弁護士委員は、告知聴聞や黙秘権の告知など、少なくともデュープロセスの根幹の部分について、しかも現在の実務で対応できている部分については、明文化すべきであるとの意見を述べたが、少年の可塑性にかんがみ家裁も柔軟に対応できる余裕があった方がいいのではないかなどの意見が出された。

次に、検察官抗告の問題について、法務省の委員から、「公益の代表者として、一定の範囲内で審判に関与し、適正な事実認定の実現に協力することとなるとすると、家庭裁判所の事実誤認を是正するため抗告権を与えることが事実認定手続に対する国民の信頼を担保するための制度としては必要である。そこで、検察官関与事件については、結論に影響を及ぼすような事実認定に対する法令違反及び事実誤認がある場合には、検察官は抗告できるようにすべきである。」との意見が述べられた。検察官抗告の是非については、審判協力者としての検察官の立場と整合性があるのか、少年の保護主義の理念を考えると、少年が有罪無罪を争う場に長く置かれるのは酷ではないか、検察官関与を認める上に、検察官抗告まで認める必要はないのではないかなどの反対意見が出されたが、検察官は公益の代表者として関与するものであり、誤った裁判を是正するために抗告権を行使するという役割と矛盾するものではなく、広い意味での審判手続に対する国民の信頼を確保するために必要な措置である、刑事訴訟においても検察官控訴は極めて限定的に運用されていることを考えると、少年事件で抗告がされるのは極めてまれなケースではないか、他方、山形マツト死事件における高裁決定の背景には検察官抗告がないことがあったのではないかと推測され、その意味でも検察官抗告を認めないというものの不自然なところがあるなどの意見が出された。

次に、保護処分終了後の救済手続の整備に

ついて、審議が行われた。この点について、その必要性については意見の一致をみたものの、救済を認める期間をどのように考えるかが議論となった。これについて、法務省の委員から、保護処分と刑罰の性質及び手続における違いに照らし、少年法における救済手続を刑事手続における再審と同様なものとするは適当ではなく、保護処分終了後の救済手続は、少年の情操を回復し、本人の健全育成のための特別の措置として考えることが適当であり、救済期間は保護処分終了後5年とすることが適当ではないかとの意見が出された。これに対し、相当期間経過後に真犯人が現れるケースも考えられ、救済期間を5年で区切ることは、少年としても納得がいかないのではないかとの意見が出された。

次に、事務当局から、弁護士たる付添人の関与（第2の2）及び観護措置期間の延長（第3）に関する部分の事務局試案が配布され、内容の説明がなされた。

これで、各論点について一巡目の議論が終わったが、本日の会議の終わりに、被害者への配慮として、被害者側の請求があった場合には、処分の結果とその前提となった認定事実について被害者側に通知するというような制度を考えてほしいとの意見が出された。

#### 8 第78回会議(平成10年11月30日開催)

第77回会議終了後第78回会議までの間に、検察官に対する抗告権の付与（第4）及び保護処分終了後における救済手続の整備（第5）に関する事務局試案及びその説明が各委員・幹事に送付されたことから、その紹介がなされた。

前回会議で提案された被害者への通知制度について、最高裁の委員から、審判結果として少年や保護者の住所・氏名、決定主文及び理由の要旨などを通知する制度を検討したいとの発言があった。

また、適正手続について、最高裁の委員から、観護措置決定手続と審判の場面で、非行事実の要旨を告げて弁解を聞くこと、無理に

供述しなくてもいいことを告げることなどの権利告知に関する規定を少年審判規則に置く方向で検討したい旨の発言があった。

次に、二巡目の議論に入り、これまでに提示された事務局試案をたたき台として審議が行われた。まず、裁定合議制の導入について、事務局試案（第1の2）は、合議をとることのできる事件について特に要件を設けないこととしていたが、この点に関し、処遇選択は、裁判官と少年が1対1で一緒になって考えるのが本来の姿であり、処遇選択の場面まで合議制をとるべきではないとする意見、処遇選択でも多角的な視点を確保して検討を加えることができるという利点はあるとの意見などが述べられた。また少年事件に合議制を導入することに併せて、同じく家庭裁判所で取り扱う家事事件についても、裁定合議制の導入を図りたい旨の意見が述べられた。

次に、一事不再理効の問題が取り上げられ、今回検察官が一定の事件に関与することとなり、かつ抗告権も付与されることとなった場合には、制度上、同一事件について、検察官が公訴を提起できるとしておく必要はなく、いわゆる一事不再理効を認めるべきであるとの意見が出された。これに対し、検察官が関与した場合にのみ一事不再理効を認める合理的理由がないとの意見が出されたが、現行法は、家裁の判断を経たというだけでは一事不再理効を与えていないところ、現行制度との整合性を考慮し、今回、検察官関与という手続整備を行う機会に、一事不再理効の範囲をその限度で拡張するのは相当な合理性があるとの意見も述べられた。

次に、検察官関与の要件に関し、事務局試案（第2の1(1)）は、犯罪少年に係る死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役・禁錮に当たる事件で、その非行事実を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認めるときに、審判に検察官を出席させるとしているところ、長期3年超という法定刑の要件は広すぎるのではないかと、元々重

大な事件で事実が争われる場合が問題になっていたはずではないかとの意見が出されたが、この点については、法定刑の要件は外枠であり、およそこの枠内の全部の事件に出席するという趣旨ではないという意見、重大事件といっても単に法定刑の面からだけでなく、社会的に重大なものもあり得るといった意見などが出された。

次に、事務局試案（第2の1(2)）は、被害者死亡事件については、検察官の申出があるときは、明らかにその必要がないと認める場合を除き、検察官出席決定をするものとしているところ、この案では事実上の法定関与となり、少年法の理念とはそぐわないのではないか、自白事件でも検察官が関与することになり問題であるという意見があったが、被害者死亡事件では被害者の遺族をはじめとする国民一般の関心が高く、的確な事実認定を求める要請は特に考えられる上、まったく争う余地がない場合には、「明らかにその必要がない」場合になるとの意見が出された。

#### 9 第79回会議(平成10年12月10日開催)

第78回会議終了後第79回会議までの間に、決定の効力（第6の1）及び被害者等に対する審判の結果等の通知（第6の2）に関する事務局試案及びその説明が、各委員・幹事に送付されたことから、その紹介がされた。また、弁護士委員からも、弁護士委員試案骨子が提出されたことから、これについても紹介がなされた。

次に、前回に引き続き、事務局試案に基づいて、審議が行われた。まず、検察官関与の要件に関し、事務局試案（第2の1(1)）は、非行事実の範囲を、「当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む」としている点について、検察官が処遇の問題にも踏み込んでしまうおそれがある上、動機は調査官制度を利用しつつ解明して行くべきだという意見、事実認定で取り上げる動機は、いわば外形的な事実から見られる事件の経過を指し、調査官はこれを踏まえて少年の心理的な動きを解明し

て行くもので、分けて考える必要があるとの意見などが出された。

次に、弁護士付添人の関与について、事務局試案（第2の2(2)）は、検察官関与の場合に、少年に弁護士付添人がないときは、家庭裁判所は職権で国選弁護士付添人を付すこととしているところ、これでは国選付添人の範囲が狭すぎるとの意見、今回は最低限検察官関与の部分についての国選付添人が必要であるのでその手当てをする必要があるとの意見などが出された。

次に、観護措置の延長に関し、事務局試案（第3の1）は、現行法上4週間とされている観護措置の最長期間を、一定の要件がある場合には12週間まで延長することとしているところ、第76回会議で最高裁の委員が示した審理モデルにおける積算は非現実的ではないかとの意見があったが、逆に、これは法曹三者が早期審理に協力した最短の期間で計算したものであり、これでは無理だと言われるのであれば、かえってもっと長期間の観護措置の伸長が必要になるとの反論がなされた。また、観護措置中の教育的手当てについて、12週間まで延長される場合には、少年鑑別所において、学校と連絡を取りながら、教官が指導を行うことを考えている旨の発言があった。

次に、検察官抗告について、事務局試案（第4の1）は、検察官関与事件の不処分決定又は保護処分決定に対し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認を理由とする検察官抗告を認めることとしているが、この点について、検察官は事実誤認が決定に影響を及ぼすかどうかをどのように判断するのか、結局検察官は処遇にも関与することになるのではないかとの意見が出された。これに対し、検察官が処遇に関与しないというのは、処分不当を理由に抗告はしないという趣旨であり、決定書に記載される処遇選択の理由を読めば、これが事実認定によるものか、これを上回る要保護性の判断によるのか

も分かるとの反論がなされた。また、検察官抗告の結果逆送されると、何度も裁判所で審理が繰り返され、少年に酷ではないかとの意見が出されたが、抗告権は、事案の重大性など諸般の事情を考慮して適正に運用されるとの意見が述べられた。

次に、保護処分終了後における救済手続の整備について、事務局試案（第5の1）が、救済期間を保護処分終了後5年に限定している点について、なお批判がなされた。

次に、決定の効力について、事務局試案（第6の1(1)）は、いわゆる一事不再理効が生じる範囲を検察官関与事件で実体判断を経た不処分決定等に限っていたが、この点について、家庭裁判所も司法機関であるのに、検察官が関与した部分についてのみ終局性が認められるのはおかしいとの意見、不開始・不処分について一事不再理効はないとしている最高裁判例を前提にするのであれば、今回改正される検察官関与による手続の部分についてだけ一事不再理効の範囲を広げることになるとの意見などが述べられた。

次に被害者等通知制度について、事務局試案（第6の2(1)）が掲げている「通知することが相当でない」場合とはどのような場合かとの質問があり、被害者が報復的な行動をする危険性がある場合や、少年の氏名を公表する可能性がある場合などが考えられるとの説明がなされた。また、審理途中の情報を知りたいという被害者の希望についてはどうするかという質問が出されたが、審理の進行中では、少年には冷静な環境の下にあって安心して審判に応じさせるべきであり、その部分まで対応することは困難であるとの意見が出された。

次に、弁護士委員から提出された案について、提案者から各事項ごとに説明がされ、審議が行われた。

まず、裁定合議制について、弁護士委員試案骨子（第1）は、合議制をとりうる事件を否認事件の事実認定過程に限定すること、少

年側の申立権を認めること、合議事件は必要的付添事件とすることなどを要点としていた。このうち、少年の申立権を認めることについて、刑事や民事でも裁判を受ける側に申立権はないのになぜ少年事件にだけ申立権を認めるのかなどの質問が出されたが、どのような裁判体で裁判を受けるかということまで、少年側の自己決定が及んでもいいのではないかとの意見が述べられた。

その他、付添人及び適正手続について、弁護士委員試案骨子の説明があり、質疑応答がなされた。

#### 10 第80回会議(平成10年12月11日開催)

証拠法則のうち自白法則に関し、弁護士委員試案骨子（第3の5）が、少年の取調べの全過程に保護者又は弁護人が立ち会い、あるいは取調べの全過程を録画・録音しなければ少年の供述調書には証拠能力を認めないとしている点について、ビデオテープに録画していても、その収録経過等が問題になったり、反訳に多大の時間を要したりして、今以上に審理に時間がかかるのではないかとの意見や、ビデオテープが弁護士に開示されれば逆に争いが減るのではないかとの意見などが述べられた。また、保護者又は弁護士が被疑者取調べに立ち会うことについて、少年の供述により裏付けのために第三者を取り調べる必要が出てきた場合、保護者又は弁護士が先回りして第三者と供述調整をすることも考えられるのではないかとの意見が出されたが、これに対しては、弁護士の行為が罪証隠滅でないとすれば、問題はない旨の意見が述べられた。

次に、第三者の供述調書について、弁護士委員試案骨子（第3の5）が、事件送致と同時に送致された第三者の供述調書は、少年側が異議を述べた場合は原供述者の証人尋問を行わない限り証拠とならないとしていることについて、このような取扱いでは審理が長期化するのではないかとの意見が出されたが、争いのあるケースについて、少年を釈放して

審理をすることによるマイナス面はなく、身柄を釈放した上で審理をすべきであるとの意見が出された。

次に、補充捜査に関し、弁護士委員試案骨子(第3の5)は、家庭裁判所は、補充捜査を命ずるときは、少年側の意見を聴いた上、具体的調査事項及び調査期間を明示しなければならないとしている点について、捜査の現場では捜査をした結果についてさらに裏付けを必要とする事柄が当然に出てくるのであり、裁判所が捜査の範囲や期間を制限することはできないのではないかなどの意見が出された。

さらに、検察官関与による審理手続について、弁護士委員試案骨子(第4)では、これを乙事実認定手続と称し、犯罪少年に係る死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件において、少年が罪となるべき事実を否認し、かつ少年側がこれを請求したときは、乙事実認定手続を開始するものとし、その場合、家庭裁判所に送付された一件記録は検察官に戻され、検察官は立証責任を負う者として手続に関与し、刑訴法上の伝聞法則の大部分を準用することとしていた。これについて、否認している少年がどのようなメリットがあって検察官の関与する手続を請求するのか不明である、また通常手続での審理が相当進み、裁判官の心証がクロに傾いた後、少年側がこの手続を請求すると、全部ご破算になってもう一度乙事実認定手続で審理をしなければならないのはおかしいのではないかなどの意見が出され、これに対しては、きちんとした形で審理を受けたいという考えの少年もいるだろう、後から少年がやり直させるようなことは手続の濫用になるのではないかなどの意見が述べられた。

また、観護措置、抗告及び少年再審手続に関し、弁護士委員試案骨子について、説明及び質疑応答がなされた。

次に、被害者通知に関し、弁護士委員試案骨子(第8)は、審判結果の通知だけでなく、審判係属中においても、家庭裁判所は被害者

に審判手続の進展状況等を説明することとしている点について、少年事件の場合比較的早い段階で審判が行われるため、被害者もまだ心の整理が付いておらず、被害者からの報復というようなことも考えられるのではないかなどの意見、被害者としては審判中の情報を知りたいという考えが強く、終局決定の通知だけでは足りないという意見などが出された。

弁護士委員試案骨子について、一通りの審議を行った後、裁量的国選付添人制度について再度議論を行ったところ、裁量的付添人制度を直ちに要綱骨子に盛り込むことは難しいが、弁護士である付添人の重要性や積極的役割等にかんがみ、さらに検討を要する重要な問題であることについて概ね共通の認識が得られたので、今後、関係各方面において、引き続き議論を深めていくことが適当であるとされ、この点については、部会長から、法制審議会に報告することとされた。

その後、それまでの審議の結果を踏まえて、事務局試案については、保護処分終了後における救済手続の整備に関し、保護処分を取り消し得る期間を保護処分終了後5年間としていた点につき、この限定をなくす等の修正の上、事務局案(原案)として提案された。また、弁護士委員試案骨子については、裁定合議制のうち、少年等が合議体による審理を申し立てることができる点及び合議体による審理は処遇決定過程には適用しないものとする点を削除する等の修正の上、弁護士委員案として提案された。

その上で、各委員から意見が表明された後、両案について事項ごとに採決が行われた結果、全ての事項について、事務局案(原案)、すなわち「少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るための少年法の整備等に関する要綱骨子(案)」が採択され、これを法制審議会総会に報告することとされた。

二 今回の少年法部会における審議の特徴の第1は、全体としては比較的短期間ながらも、極めて迅速かつ充実した審議が重ねられ

たという点であった。そもそも、諮問第43号が諮問された際、法務大臣からも、少年審判における事実認定手続の適正化が喫緊の課題であることから11月を目途とした答申を要請されたのであるが、少年法部会の各委員・幹事からも理解と協力が得られ、前記のとおり、約4か月半の間に、計10回にわたり審議が行われた。この間、少年法部会は、ほぼ月2回のペースで行われ、最後の2回は、2日間連続して審議が行われた。また、審議時間も、当初4回は午後のみであったが、5回目の第75回会議以降は午前及び午後を通じて審議が行われ、10回にわたる少年法部会の総審議時間は約54時間にわたり、議事録の総ページ数も実に648頁に及んだ。法制審議会に対しては、ともすれば、審議に時間がかかりすぎるなどの批判がなされることもあったが、部会長が、拙速の「拙」は困るが「速」は尊重したいと発言されたとおり、極めて迅速に、かつ充実した審議が行われたと言える。

第2の特徴は、審議内容が相当程度公開され、少年法部会外の意見も活発に提出されたという点であった。少年法部会における審議の内容については、各会議ごとの議事の概要をとりまとめた議事概要と発言者名は伏せながらもほぼ逐語録の体裁をとる議事録が作成されたが、議事録は、法務省に備え付けられて公開するとともに、議事概要及び議事録をインターネット上の法務省のホームページに掲載して、一般人が簡易迅速にこれを閲覧することができるようにされた。また、法務省においては、全国の法学部のある大学に諮問に関する意見照会を行い、その回答については逐次少年法部会の席上で紹介していたが、その他にも各種団体から多数の意見が寄せら

れ、それらの意見書は部会の席上で紹介し、委員にも閲覧できるようにした。また、意見書に盛り込まれた意見については、各委員からも、同種の意見が出されており、少年法部会では、こうした意見を十分に意識し配慮した議論がなされていたと言える。

第3の特徴は、審議の過程において、事務局試案のほか、弁護士委員試案骨子が提示された点にあった。もちろん、両者の基本的な考え方には、なお相当の隔たりはあったものの、それぞれの案が示されたことにより、議論が具体性を帯び、かつ深みを増したと言える。

〈註〉

- (1) 本稿執筆時点(平成11年6月末)において、少年法等の一部を改正する法律案については、国会において、まだ本格的な審議は行われていない。
- (2) 法制審議会及び少年法部会における審議概要及び議事録については、インターネット上の法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/PRESS/shingi.htm>)に掲載されている。また、法制審議会への諮問に至る経緯及び要綱骨子案の概要等については、村越一浩・「少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るための少年法の整備に関する諮問第43号の審議状況等について」法律のひろば第52巻第1号60頁、同・「法制審議会における審議の経緯及び要綱骨子の概要」ジュリスト第1152号37頁を参照されたい。
- (3) 要綱骨子及び弁護士委員案は、少年法部会の審議の過程で提示された事務局試案及び弁護士委員試案骨子を若干修正して採決に付されたものであるため、修正により削除された部分は取消線で、修正後に追加された部分は下線を付して明らかにしておく。

(かい・ゆきお)